

科 目 名(Subject)	商法研究 I（基本） （Commercial Law I（Basic））		
単 位 数(Credits)	2 単位	開講時期	前期
担当教員名 (Name)	多木 誠一郎 (Seiichiro Taki)	研究室番号 (Office)	435
Office Hours	木曜日午後2時－4時。左記時間外でも訪問歓迎		

1. 授業目的・方法(Course objective and method)

この授業を通じて会社法についての基本的事項である目的・株式・組織・運営・資金調達等について、高度専門職ないし研究職として必要とされる基礎的学力を身につけることを目的にします。

受講生の皆さん全員で議論する方法をとります。

各回のテーマごとに受講生全員で議論するゼミナール形式で行います。受講生一人一人に担当箇所を決めて発表してもらい、それに対して発表者以外の受講生に質問をしてもらいます。担当箇所や授業の進度は受講生の関心・レベルに応じて、受講生と相談の上で決めます。

2. 達成目標(Course Goals)

- ・会社とりわけ株式会社は経済合理性を究極まで追求しうる法形態です。私たちが知っている他の経済団体とどのような点で共通しており、反対にどのような点で異なるのかを説明できるようになること。
- ・なぜ共通しているのか、なぜ異なるのかを株式会社と他の経済団体の基本的特質と関連付けて説明できるようになること。
- ・わが国の経済団体では株式会社があらゆる面で圧倒的な存在です。ビジネスプランニングをするに際して株式会社が使いやすいからです。起業家にとってどのような点が好まれるのかを理由を挙げて説明できるようになること。

3. 授業内容(Course contents)

会社とりわけ株式会社の目的・株式・組織・運営・資金調達等を下記の通り一通り取り上げる予定です。もっとも、受講生の関心に応じて柔軟に対応します。上記事項以外をテーマにして欲しい等（例えば非営利法人法、第一次産業と法、アグリビジネスと法、商取引と法、金融決済と法、会計・監査と法）、何か特別の希望がある場合には、気軽にご相談下さい。

①会社とは

（予習課題） 会社の種類

（復習課題） 会社以外の経済団体

②株式会社の基礎

（予習課題） 所有と経営の分離

（復習課題） 経営者支配

③設立

（予習課題） 株式会社設立の状況（統計）

（復習課題） 設立に関する責任

④株式

（予習課題） 株式自由譲渡の原則

（復習課題） 株式の譲渡制限

⑤株主総会

（予習課題） 機関分化

（復習課題） 総会の問題点

⑥取締役・取締役会

（予習課題） 取締役選任の現状

（復習課題） 取締役会の問題点

⑦監査役・監査役会・会計監査人

（予習課題） 監査役選任の現状

- (復習課題) 監査役の問題点
- ⑧指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社
- (予習課題) 委員会の導入状況
- (復習課題) モニタリングモデル
- ⑨役員の責任
- (予習課題) 著名事件
- (復習課題) 責任追及の問題点
- ⑩会社の計算
- (予習課題) 計算書類の確定までの手続
- (復習課題) 分配可能額
- ⑪資金調達
- (予習課題) 株式発行市場の現状(統計)
- (復習課題) 株式の発行手続
- ⑫組織再編
- (予習課題) 組織再編の種類
- (復習課題) 経済的機能からみた組織再編
- ⑬企業グループ
- (予習課題) 企業グループの現状
- (復習課題) 企業グループの管理
- ⑭企業形態の選択
- (予習課題) ビジネスプランニングの選択肢
- (復習課題) 株式会社の長短所
- ⑮まとめ
- (予習課題) 疑問事項の取上げ
- (復習課題) 疑問事項に対する私見とりまとめ

4. 事前学修・事後学修(Preparation and review)

上記3に記載の通り

5. 使用教材(Teaching materials)

伊藤靖史ほか『会社法』(有斐閣、第5版、2021年春発売予定)

最終的には受講生の関心・レベルに応じて、受講生と相談の上で決めますので、決めるまで購入しないでください。

6. 成績評価の方法(Grading)

授業への参加度(討論) 33.3%

ホームワーク(報告資料の作成) 33.3%

試験ないしプレゼンテーション(課題) 33.3%

7. 成績評価の基準(Grading Criteria)

秀(100～90): 会社法について秀でた理解力を有し、会社法上の法的問題を解決する能力が秀でている。

優(89～80): 会社法について優れた理解力を有し、会社法上の法的問題を解決する能力が優れている。

良(79～70): 会社法について良好な理解力を有し、会社法上の法的問題を解決する能力が良好である。

可(69～60): 会社法について理解力を有し、会社法上の法的問題を解決する能力がある。

不可(59～0): 会社法についての理解力が不十分であり、会社法上の法的問題を解決する能力が不十分である。

8. 履修上の注意事項(Remarks)

コツコツと地道に勉強していきましょう。

法学の勉強をしたことがない方も履修可能です。

受講生の希望があれば、①札幌サテライトでの授業、②遠隔授業、③取り上げるテーマの変更等(上記3参照)、柔軟に対応します。気軽にご相談下さい。